

浜田市看護学生等修学資金貸付規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 23 号

浜田市看護学生等修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、看護学生等のうち、将来市内の医療機関、福祉施設又は介護施設（以下「医療機関等」という。）において看護に携わる職（以下「看護職」という。）に従事しようとするものに対し、修学資金を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「養成施設」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、同法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は同法第19条第2号、同法第20条第2号、同法第21条第3号若しくは同法第22条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所をいう。

2 この規則において「看護学生等」とは、養成施設に在学する者をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 市長は、看護学生等のうち、将来市内の医療機関等において看護職に従事しようとするものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（浜田医療センターが貸与する奨学金制度の適用を受けている者を除く。）に対し、予算の範囲内で、修学資金を無利息で貸し付ける。

(1) 浜田医療センター附属看護学校（以下「附属看護学校」という。）に在学する者

(2) 保護者（看護学生等の生計を維持する者をいう。以下同じ。）が市内に住所を有する者

(修学資金の額)

第4条 修学資金の額は、月額5万円とする。

(貸付期間)

第5条 修学資金を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、次条第1項の市長の認定を受けた日の属する年度の4月から養成施設の正規の修業期間を終了する月までを限度とする。

(認定申請等)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ市長の認定を

受けなければならない。

- 2 前項に規定する認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、看護学生等修学資金貸付認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、附属看護学校に在学する認定申請者にあつては附属看護学校の学校長を経由し、その他の認定申請者にあつては直接、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書

- (2) 認定申請者及び保護者の住民票の写し（市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。）

- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、認定するときは、看護学生等修学資金貸付認定書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

（連帯保証人）

第7条 前条第1項の市長の認定を受けた者（以下「被貸与者」という。）

は、連帯保証人1人を立てなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は、法定代理人でなければならない。

- 2 被貸与者は、連帯保証人と連署の上、誓約書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書

- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

（貸付申請）

第8条 被貸与者は、看護学生等修学資金貸付申請書（様式第4号）を、毎年度市長が別に定める期日までに、附属看護学校に在学する被貸与者にあつては附属看護学校の学校長を経由し、その他の被貸与者にあつては直接、市長に提出しなければならない。

- 2 被貸与者は、2年度目以後の申請については、当該申請を行う年度における被貸与者の学年の記載された在学証明書を添付しなければならない。ただし、附属看護学校に在学する者については、この限りでない。

（貸付決定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、貸付けの可否を決定し、看護学生等修学資金貸付決定（却下）通知書（様

式第5号)により被貸与者に通知するものとする。

(貸付請求)

第10条 被貸与者は、修学資金の交付の請求をしようとするときは、看護学生等修学資金交付請求書(様式第6号)を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(貸付方法)

第11条 修学資金の交付は、年2回払いとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの決定の取消し及び停止)

第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、修学資金の交付を停止する。この場合において、停止された月分の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として交付されたものとみなす。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消し、又は修学資金の交付を停止したときは、看護学生等修学資金取消・停止通知書(様式第7号)により当該被貸与者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第13条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付を受けた修学資金の全額について、看護学生等修学資金借用証書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項の市長の認定を受けた貸付期間(以下「認定期間」という。)が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。

(返還)

第 14 条 被貸与者は、前条各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、認定期間に相当する期間（以下「返還期間」という。）内に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

2 修学資金の返還は、月賦による均等返還とする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

（返還猶予）

第 15 条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由が継続する間、修学資金の返還を猶予するものとする。ただし、第 2 号に該当する場合にあっては養成施設を卒業した日から 1 年（疾病、負傷その他のやむを得ない事由（以下「疾病等の事由」という。）があるため看護職員の免許（以下「免許」という。）を取得することができないと認められる場合には、当該疾病等の事由がなくなった日から 1 年）、第 3 号に該当する場合にあっては市内の医療機関等において看護職に従事することとなった日から認定期間の 1.5 倍の期間を限度とする。

(1) 認定期間が満了した後又は第 12 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業し、免許を取得しようとするとき。

(3) 免許を取得後、直ちに（養成施設を卒業した後他の看護職に従事する者を養成する養成施設（以下「他種の養成施設」という。）に進学した場合又は疾病等の事由があると認められる場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該疾病等の事由がなくなった後直ちに）市内の医療機関等に就業し、看護職に従事しているとき。

(4) 災害及び疾病等の事由があるとき。

2 被貸与者は、前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、看護学生等修学資金返還猶予申請書（様式第 9 号）にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、返還の猶予の可否を決定し、看護学生等修学資金返還猶予決定（却下）通知書（様式第 10 号）により被貸与者に通知するものとする。

（返還免除）

第 16 条 被貸与者は、浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成 20

年浜田市条例第9号)第2条の規定により返還に係る債務(以下「返還債務」という。)の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、看護学生等修学資金返還免除申請書(様式第11号)にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、返還の免除の可否を決定し、看護学生等修学資金返還免除決定(却下)通知書(様式第12号)により被貸与者に通知するものとする。

3 被貸与者は、返還債務の額の一部について返還の免除を受けたときは、第14条第2項本文の規定にかかわらず、月当たりの返還額は、返還債務の額から返還の免除を受けた額を控除した額を返還期間で除して得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は全て第1回目の返還額に合算するものとする。

(返還通知)

第17条 市長は、被貸与者が第14条の規定により修学資金の返還をするとき(第15条の規定により返還の猶予を受けたときは、当該猶予した期間が満了したとき(前条の規定により返還債務の額の全部について返還の免除を受けたときを除く。))は、看護学生等修学資金返還通知書(様式第13号)により被貸与者に通知するものとする。

(延滞金)

第18条 市長は、被貸与者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該修学資金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

2 延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(届出)

第19条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨

を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 心身の故障のため卒業する見込みがなくなったとき。
 - (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (5) 復学したとき。
 - (6) 免許を取得したとき。
 - (7) 市内の医療機関等において、看護職に従事したとき、又は看護職に従事しなくなったとき。
 - (8) 勤務場所を変更したとき。
 - (9) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
 - (10) 連帯保証人が死亡したとき。
 - (11) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
 - (12) 連帯保証人を変更したとき。
 - (13) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(浜田市看護学校等学生修学資金貸付規則の廃止)
- 2 浜田市看護学校等学生修学資金貸付規則(令和3年浜田市規則第18号)は、廃止する。
(浜田市看護学校等学生修学資金貸付規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに前項の規定による廃止前の浜田市看護学校等学生修学資金貸付規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により貸し付けた修学資金のうち、その返還が完了していないもの又は返還が免除されていないものについては、同規則の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の日の前日までに廃止前の規則附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の浜田准看護学校学生修学資金貸付規則（平成21年浜田市規則第32号）の規定により貸し付けた修学資金のうち、その返還が完了していないもの又は返還が免除されていないものについては、同規則の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

（延滞金の割合等の特例）

5 当分の間、第18条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護学生等修学資金貸付認定書

年 月 日付けで申請のありました看護学生等修学資金の貸付認定について、下記のとおり認定しましたので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 金 額 円

2 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

誓約書

年 月 日付け第 号で看護学生等修学資金の貸付けの認定を受け、その貸付けを受けるに当たっては、浜田市看護学生等修学資金貸付規則に従いその責務を果たし、修学資金の返還について誠実にその義務を履行することを、次のとおり連帯保証人と連署して誓約します。

年 月 日

被貸与者 住所
氏名

※署名又は記名押印

私は、被貸与者と連帯して、 円を極度額とし、看護学生等修学資金の元本及び元本に付随する遅延利息を負担することを承諾します。

連帯保証人 住所
氏名

㊦

浜田市長 様

添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 その他

年 月 日

浜田市長 様

申請者氏名

※署名又は記名押印

看護学生等修学資金貸付申請書

修学資金の貸付けを受けたいので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 8 条第 1 項の規定により申請します。

なお、貸付けの決定を受けたときは、同規則を遵守し、市内の医療機関等において所定の期間看護職に従事することを誓います。

また、私の修学状況等の確認のために必要があるときは、市長が養成施設に対し、修学状況等について報告を求めることに同意します。

本人	(ふりがな) 氏名			
	生年月日		年齢	満 歳
	現住所	〒	電話番号	
貸付月額	5 万円			
保護者記入欄	<p>私は、 _____ がこの申請をすること（修学資金の貸付を受けること）に同意します。</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ※署名又は記名押印 電話番号</p> <p>※ 申請者が未成年者である場合のみ記入してください。</p>			

様式第 5 号（第 9 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護学生等修学資金貸付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました修学資金の貸付けについては、次のとおり決定しましたので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 9 条の規定により通知します。

決定番号	
貸付月額	5 万円
貸付期間	年 月から 年 月まで

様式第 6 号（第 10 条関係）

看護学生等修学資金交付請求書

請求金額

--	--	--	--	--	--

 円

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって貸付決定通知のあった修学資金（ 年 月分から 年 月分まで）

浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 10 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

決定番号（ ）

1 交付方法 年 2 回払い

2 修学資金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
現 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他（	）			
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						

様式第7号（第12条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護学生等修学資金取消・停止通知書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって貸付けを
決定した看護学生等修学資金については、下記のとおり取消し・停止を決定
しましたので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第12条第3項の規定に
より通知します。

記

- 1 修学資金の月額 5万円
- 2 貸与の取消し開始年月
(停止の時は、その期間)
- 3 理由

様式第 8 号 (第 13 条関係)

看護学生等修学資金借用証書

借用金額

--	--	--	--	--	--

 円

浜田市看護学生等修学資金貸付規則に基づく修学資金 (年 月
分から 年 月分まで) として上記金額を借用しました。

年 月 日

浜田市長 様

被貸与者 住所
 氏名 ④
 決定番号 ()

私は、被貸与者と連帯して、上記借用金額を極度額とし、債務を負担することを承諾します。

連帯保証人 住所
 氏名 ④

年 月 日

浜田市長 様

被貸与者 住所
氏名

※署名又は記名押印

決定番号（ ）

看護学生等修学資金返還猶予申請書

貸付けを受けた修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 15 条第 2 項の規定により申請します。

返還未済の修学資金の額	円
返還の猶予を受けたい理由	<input type="checkbox"/> 免許を取得し、直ちに市内の医療機関等に就業し、看護職に従事するため <input type="checkbox"/> 認定期間満了後又は貸付決定取消し後も養成施設に在学しているため <input type="checkbox"/> 養成施設を卒業後に、看護職員の免許を取得しようとするため <input type="checkbox"/> 免許取得後、他の養成施設に進学するため <input type="checkbox"/> 災害、疾病、負傷等のため <input type="checkbox"/> その他 (事由：)
返還の猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 事実を証する書類

様式第 10 号（第 15 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護学生等修学資金返還猶予決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました看護学生等修学資金の返還猶予について、次のとおり決定（却下）しましたので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 15 条第 3 項の規定により通知します。

返還猶予の修学資金の額	円
返還の猶予を受けた理由	
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

浜田市長 様

被貸与者 住所
氏名

※署名又は記名押印

決定番号（ ）

看護学生等修学資金返還免除申請書

貸付けを受けた修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 16 条第 1 項の規定により申請します。

返還未済の修学資金の額		
免除を受けようとする額		
就職した医療機関等の名称及び在職期間	機関の名称	在職期間
免許取得年月日		
死亡又は心身の著しい障害の事実	<input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> 公務外	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 障害（ ）
死亡又は心身に著しい障害を生じた年月日		

- 備考 1 該当しない事項欄は一印を記入してください。
2 事実を証する書類を添付してください。

様式第 12 号（第 16 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護学生等修学資金返還免除決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました看護学生等修学資金の返還免除について、次のとおり決定（却下）しましたので、浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 16 条第 2 項の規定により通知します。

返還免除の修学資金の申請額	円
返還免除の修学資金の決定額	円
返還の免除を受けた理由	

様式第 13 号（第 17 条関係）

第 年 月 日 号

様

浜田市長



看護学生等修学資金返還通知書

貸付けをした修学資金の返還方法について、次のとおり浜田市看護学生等修学資金貸付規則第 17 条の規定により通知します。

貸付期間	
休学又は停学により貸付けが停止された期間	
返還すべき額	
返還方法	
1 回の返還額	
返還期日	
返還完了年月	